

源類顯證狀、島山義綱證狀、前肥後守忠澄奉國宣狀及古鏡等多し。

境内神社 稻荷神社 八幡神社 鍛冶祖神社 春日神社 御門神社 菅原神社

例祭日 十一月八日 神饌幣帛料供進 明治三十九年十二月二十九日
指定年月日 縣令第八十二號 告示第二百九十二號

會計法適用 明治四十一年九月十九日 氏子戸數 八百戸
指定年月日 縣令第八十二號 崇敬者員數 未詳

石川縣能登國鹿島郡久江村大字久江 久氏比古神社

祭神 久延毘古神

本社は延喜式内の名社にして、其の創始の年代は之を詳にすること能はずと雖も、祭神久延毘古神は上古草昧の時より此土を領し給ひたる國津神なり。

古事記上に云く、故大國主神座出雲之御大之御前時自浪穂乘天之羅摩船而内剝鷓鴣皮、剝爲衣服、有歸來神、爾雖問其名不答、且雖問所徒之諸神皆白不知、爾多爾具久白言、此者久延毘古必知之、即召久延毘古問時、答曰、此者神產巢日神御子少名毘古那神云々、所謂久延毘古者於今山田之曾富騰也、此神者足雖不行、盡知天下事神也云々とあり、而して此の地に祭らるる所以には、

同古事記傳にも原書久氏は延の誤久延毘古神を祭ると此所を引用し、神名帳考證に「今在久惠村祭久延毘古神」氏與延音通、百濟國人久底屢來朝歸化^{詳在神后紀}とあり、神祇志料にも

氏彦神社は、今久江村字劍山に在り、劍明神共云ふと石川縣式社調帳に記せり、如斯當所に鎮座ましまして甚だ有名也、社記及口碑の傳ふる處に據れば、崇神天皇の皇子大入杵命當國へ下降し給ひける時、其假宮と假宮は當社を距る五町計り現今其地に御唯定の御墓所あり本郡御祖村字小田中親王家、遠からざりければ、常に當社の大神を尊崇し給ひ、朝夕の參拜缺くる事なく鄭重敬禮を盡させ給ひたりと云ふ、元正天皇養老二年泰澄澄法師當國石動山^{天平}を開かん爲め、當社に祈願せられ護摩を焚き劍の舞をなせり、^{今に劍の宮殿大明神とも稱へ拜殿を香室とも云ふ}聖武天皇御宇天平二十年從五位下越中守大伴宿禰家持卿領國巡行の際、當社に詣り、寶祚無窮領國靜寧を祈られたり、淳和天皇天平寶字六年當國大に早し、國民難澁極まれり、此時國司勅を奉じ、當社に厚く幣帛を捧げ、祈願せらるること一七日にして、忽ち大雨沛然として降り、田島の養水直に満ち足り、國民大に神徳を感仰して御田大神と稱へたり、桓武天皇延暦七年當國又大旱に遭遇す、勅使當社に詣り、幣帛を奉り雨を祈られ、同十六年奉幣使當社へ詣り、幣帛を奉り雨を祈らる、同十六年奉幣使當社へ詣り國家の安寧を祈らる別格の神階を奉授せられたり、文德天皇嘉祥三年六月神位正三位を授けられ、同仁壽三年八月封戸及位田を賜る、清和天皇貞觀元年正月當社の神徳他社に勝れますを以て、勅使を以て神階從二位を進めらる、同八年十一月國司僚屬を率ゐて當社に詣り、五穀豐熟を祈られたり、醍醐天皇の朝廷喜式に登史せられ、祈年奉幣の禮あり、又民部官公麻羅稻中池溝料壹萬束、救急料六萬束の内より毎歳百の二を本社に納められ、三月十一日十二日の祈年祭々祀料に充てられたり、是より永く例規となり、年々祭祀を修し來れり、壽永二年源平二氏瀾波山に戦ひけると、木曾義仲今井兼平をして當社に詣り戦勝を祈り、長刀一振を奉納せしめぬ、^{盛長私記及平家物語に云ふ木曾義仲本郡小田}文明年中道興親王廻國の際、當社へ參詣し和歌を献詠せられたぬ、^{古事記傳に宗祇國雜記を引きて云ふ能登國くまのやつと云ふ所に、弘治三年當國管領島山}義綱大に社殿を改造し、神封を増加せられたりと云ふ、以上の如く當社は國史現在の舊社にして、歷朝數々臨